

特定都市河川の指定に関する説明資料

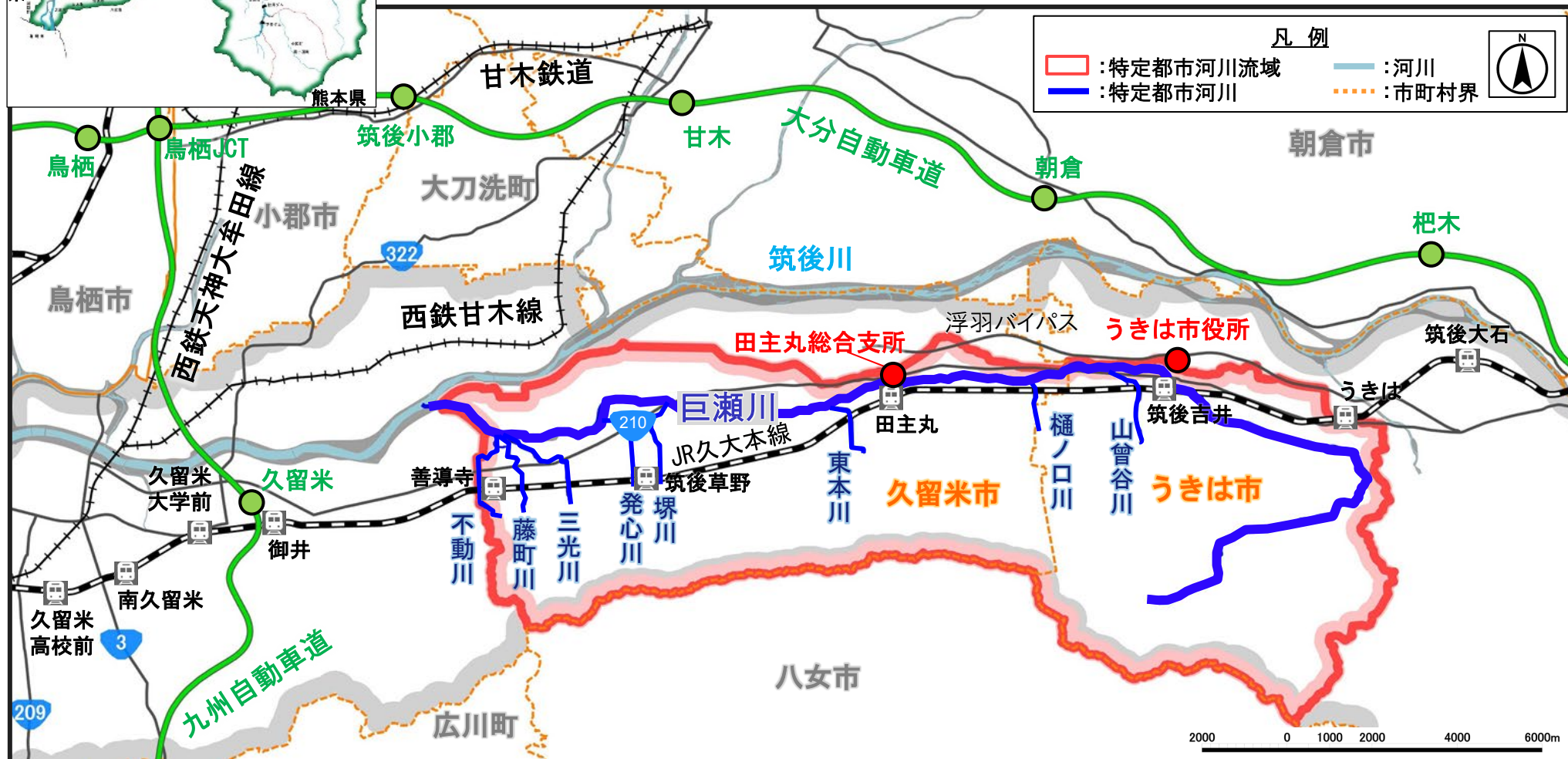
（雨水浸透阻害行為）

令和7年6月

国土交通省 九州地方整備局
筑後川河川事務所



巨瀬川特定都市河川流域図



※地図上の特定都市河川の流域界は、
 おおむねの位置を示したものであり、精査の結果、変更になる可能性があります。

特定都市河川が指定されると

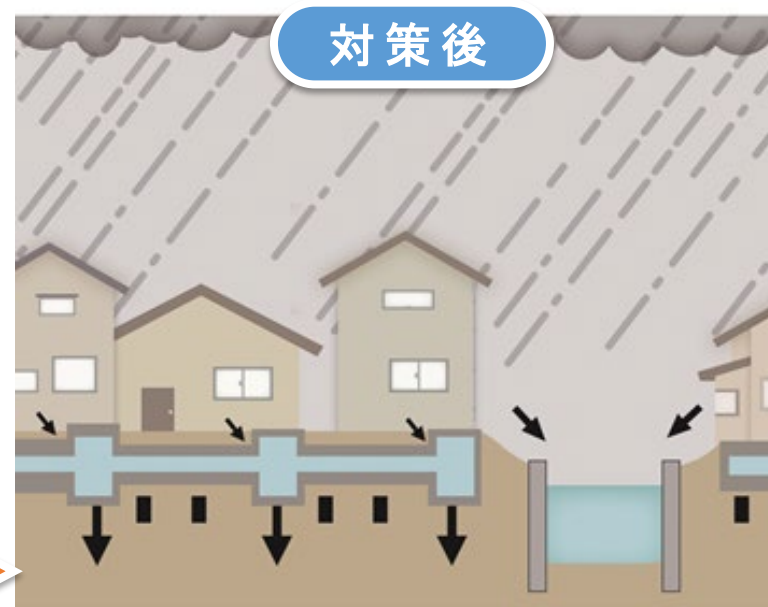
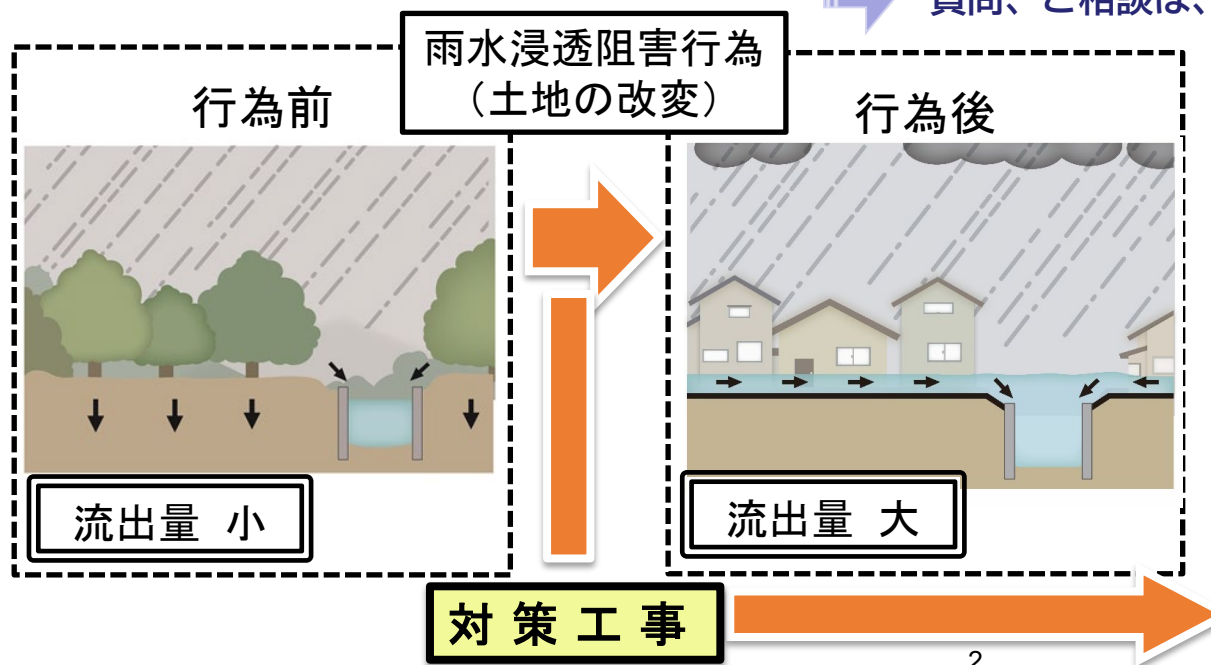
1,000㎡以上の土地の形質を変更する場合(雨水浸透阻害行為)、対策が必要になります。

- ▶流域内における**宅地等以外の土地※1(1,000㎡以上)**において、雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行う際は、対策が義務付けられ、福岡県知事または久留米市長の許可※2が必要になります。
- ▶許可に当たっては、技術的基準に従った**対策(雨水の流出抑制)**が必要になります。
- ▶許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

※1 宅地等以外の土地とは、現状の利用形態が林地、耕地(田・畑)、原野、山地などの土地が該当します

※2 雨水浸透阻害行為の土地の区域が、久留米市内は「久留米市長」の許可、うきは市内は「福岡県知事」の許可が必要となります。

なお、巨瀬川が特定都市河川に指定となるまでの期間の、質問、ご相談は、国土交通省 筑後川河川事務所をお願いします。



雨水浸透阻害行為の許可について

特定都市河川浸水被害対策法 第30条より(抜粋)

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるもの(雨水浸透阻害行為)として1000㎡以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(政令市、中核市)の長の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(i) 宅地等にするために行う土地の形質の変更

(ii) 土地の舗装(コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、(i)に該当するものを除く。

なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。)

(iii) (i) 及び (ii) のほか、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為

(政令第8条)

1) ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)を新設し、又は増設する行為

2) ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為(既に締め固められている土地で行われる行為を除く。)

なお、(iii)に定める行為により造成された土地において、(i)又は(ii)に定める行為を行うときは許可を要する。

適用除外

法第30条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(政令第7条)

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- 1) 主として農地または林地を保全する目的で行う行為
- 2) 既に舗装されている土地において行う行為
- 3) 仮設の建築物等(建築物その他の工作物をいう。)の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)

既に着手している行為の許可の取扱い

(解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1)より)

法第3条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為(以下「既着手行為」という。)については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- ・既に工事に着手している行為
- ・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ・事業採択されている等既に事業化されている行為
- ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

許可の申請の手続

法第31条より

次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等（県、政令市、中核市）に提出しなければならない。

- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

許可の基準

法第32条より

当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものである必要がある。

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ(1/2)

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1)より

		行為前の土地利用											
		告示別表1※2 (宅地等)					告示別表2 ※2 (舗装された土地)		告示別表3 ※2 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		別表4 ※2 (別表1～3以外の土地)		
行為後の土地利用		宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場類※1	締固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類
	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第7条第2号の規定により 舗装された土地における行為は許可を要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更				
	池沼・水路・ため池												
	道路												
	鉄道線路												
	飛行場												
	コンクリート (法面除く)						法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)						
	コンクリート (法面)												
	ゴルフ場、運動場類 ※1						令第8条第1号に 該当しない		令第8条第1号に 該当する行為				
	締固められた土地											令第8条第2号除外規定により該当しない	
	山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない											
	人工植生法面												
林地・耕地・原野類													

※1: 雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

※2: 流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ(2/2)

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1)より

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に係わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない (行為の内容に着目)
農地を底面をコンクリートで覆った 農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○: 雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
 ×: 雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1)より

土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真等により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによる。

(i) 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物(工作物を含む。以下同じ。)の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。

- ・現況において、建物の用に供している土地
- ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

(ii) 池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。

(iii) 道路

一般の交通の用に供する道路(高架の道路及び軌道法(大正10 年法律第76 号)に規定する軌道を含む。)をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法(昭和27 年法律第180 号)に規定する道路かどうかを問わない。

(iv) 鉄道線路

鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲(高架の鉄道を含む。)をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。

(v) 飛行場

空港、ヘリポート等(飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。)をいう。

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月(Ver.1.1)より

(vi) 排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

(vii) 排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

(viii) 締め固められた土地

運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地((vi)及び(vii)に掲げるものを除く。)をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

(ix) 山地

平均勾配が10%以上の土地((i)から(viii)まで及び(xi)に掲げるものを除く。)をいう。

(x) 林地・原野

平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地((i)から(viii)まで及び(xi)に掲げるものを除く。)をいう。

(xi) 耕地

耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。)を含む。)をいう。

(政令第9条)

対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨の強度の降雨が生じた場合においても、流出雨水量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであること。

① 基準降雨(政令第9条、省令21条)

基準降雨は、確率年を10年、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を10分、降雨継続時間を24時間とし、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理して適切に設定することを標準とする。

② 流出係数の適用(省令20条)

土地利用形態ごとの流出係数は、「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)」に定める値を適用する。

③ 流出雨水量の算定(省令20条)

流出雨水量の算定は次にあげる式により10分ごとに算定する。

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \times 1/10000$$

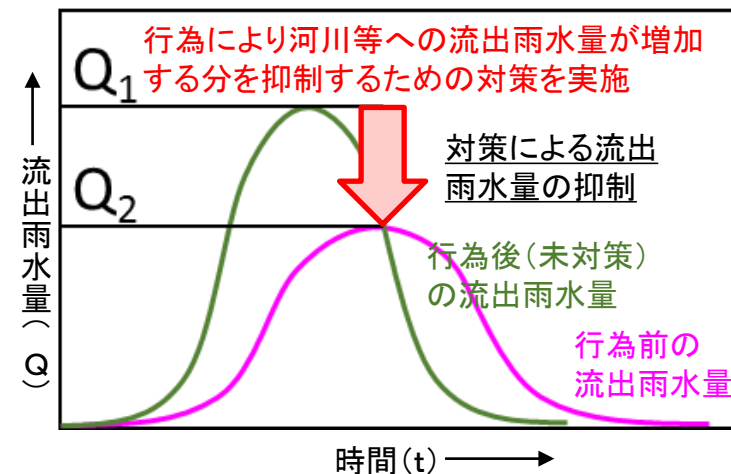
Q 行為区域からの流出雨水量(m^3/s)、f 行為区域の平均流出係数、

r 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h)(洪水到達時間は10分とする。)、A 行為区域の面積(m^2)

▼調整池容量の算定について(国土交通省)

雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を、「調整池計算システム」を使用して概算し、対策工事の計画や許可申請時に必要な計算書の作成を行うことができる。

雨水浸透阻害行為に対する 対策量のイメージ



雨水浸透阻害行為の考え方(イメージ) 国土交通省「調整池計算システム」を使用し作成

STEP1

様式-5

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \cdot 1/10000$

Q: 行為区域からの流出雨水量(m^3/s)

f: 行為区域の平均流出係数

r: 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h) (仮定値) 120 mm/h

A: 行為区域の面積(m^2)

0.2(田・畑) → 0.9(宅地)

3,000 m^2

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.2 \times 120 \text{ mm/h} \times 3000 \times 1/10000 = 0.0200 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.9 \times 120 \text{ mm/h} \times 3000 \times 1/10000 = 0.0900 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

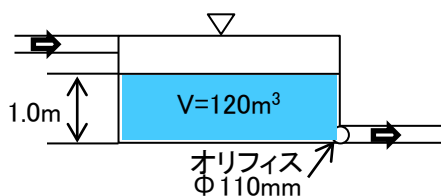
$$0.0900 \text{ m}^3/\text{s} - 0.0200 \text{ m}^3/\text{s} = 0.0700 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.0700 m^3/s 分をカットする対策が必要

STEP3

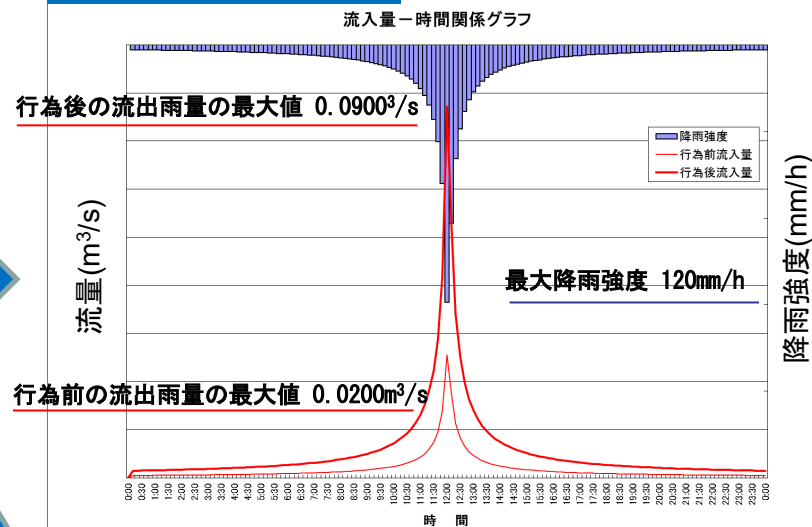
対策施設の検討

(例) 対策施設を地下貯留施設とする場合
貯留量 $V=120m^3$ 、水深 $H=1.0m$
オリフィス口径 $\Phi 0.11m$



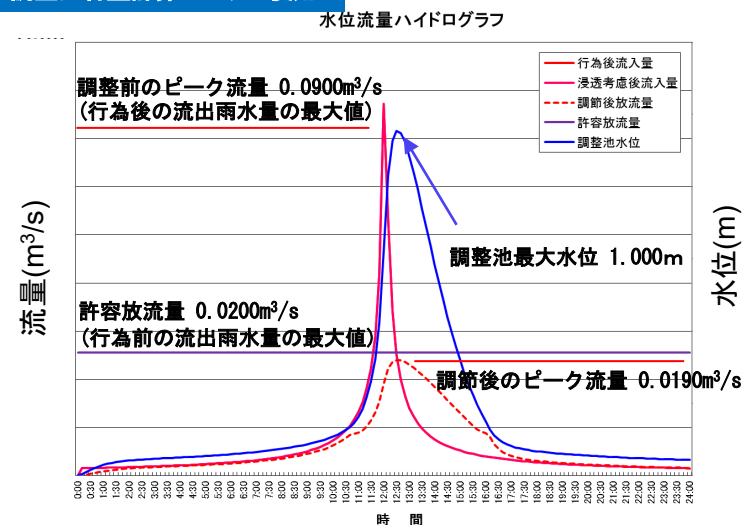
STEP2

調整池容量計算システム使用



STEP4

調整池容量計算システム使用

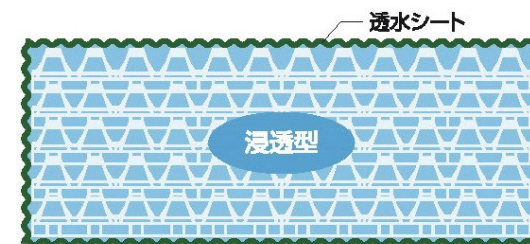


具体的な構造・工法については許可の申請者の任意のものとする。

表面貯留(コンクリートブロック囲い)



地下貯留浸透施設(プラスチック製)

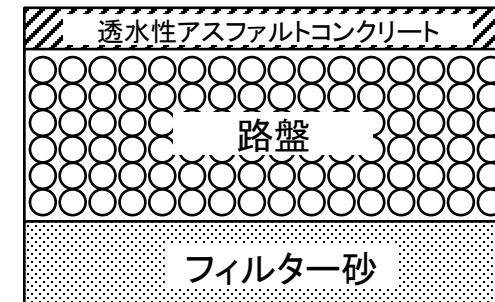


断面図

浸透マス、浸透トレンチ



透水性舗装



断面図

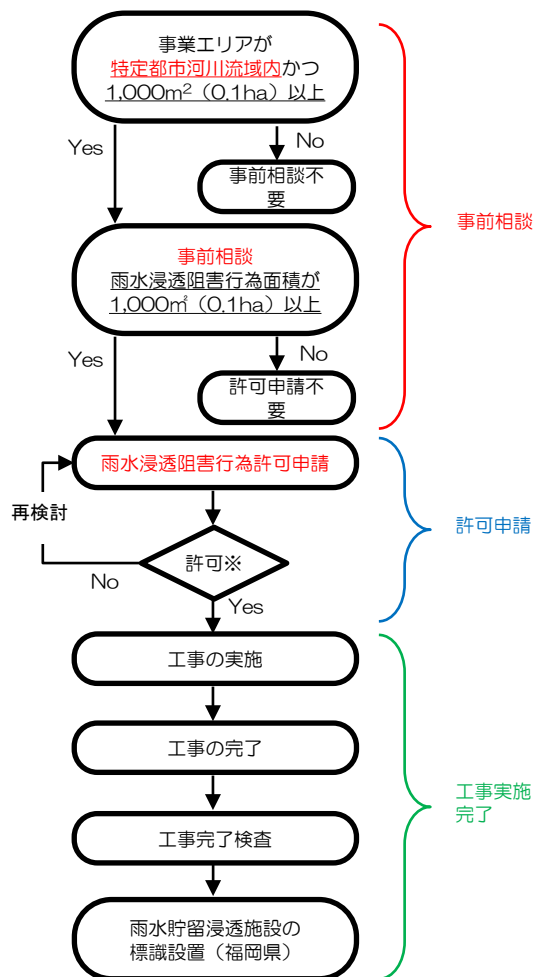
雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド(案)
(令和6年12月福岡県)」より抜粋



許可申請書類(抜粋)

- ①雨水浸透阻害行為許可申請書
- ②計画図(現況図、土地利用計画図、雨水貯留浸透施設図)
- ③対策工事が技術基準に適合する書類
(県・市HP「調整池計算システム(エクセル)」で作成可能)



※許可は、都市計画法、農地法、森林法、土砂災害防止法等と同
時許可となるため、並行して各法の協議を行うことが望ましい。

事前相談・申請先

雨水浸透 阻害行為の箇所 が	・久留米市内	→	久留米市河川課
	・うきは市	→	福岡県庁河川整備課

福岡県河川整備課ホームページ



AA 文字サイズ・背景色変更
音声読み上げ

テーマから探す

目的から探す

組織から探す

Google 検索

[トップページ](#) > [国土整備部](#) > [河川整備課](#)

河川整備課

業務内容

河川計画に関すること、河川法の規定に基づく河川の治水に関すること

主な問い合わせ先について

【計画係】

- 河川整備基本方針・河川整備計画に関すること
- 河川事業の企画調査に関すること
- 開発行為に伴う協議に関すること
- 課の庶務、財務会計に関すること

【整備第一係】

- 河川の治水に関すること

【整備第二係】

- 市町村が管理する河川の治水事業に関すること
- 災害発生等による河川改修に関すること

【流域治水担当】

- 特定都市河川浸水被害対策法に関すること
- 流域治水の調整等に関すること

新着情報

2024年12月24日更新
[筑後川水系金丸川・池町川、下弓削川において特定都市河川の指定を行いました](#)

2024年12月24日更新
[雨水浸透阻害行為について](#)

河川整備基本方針・整備計画

[河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況](#)

[福岡県河川整備基本方針検討委員会](#)

流域治水

[流域治水プロジェクト・流域治水協議会](#)

[流域治水協働推進事業のご案内\(雨水貯留浸透施設整備の補助\)](#)

[総合内水対策計画](#)

特定都市河川

[特定都市河川浸水被害対策法について](#)

[筑後川水系金丸川・池町川、下弓削川において特定都市河川の指定を行いました](#)

[雨水浸透阻害行為について](#)

その他

[福岡県降雨強度式のダウンロード](#)

[福岡県降雨強度式\(更新前のもの\) 平成18年8月公表分](#)

[連絡先](#)

代表窓口
Tel:092-643
Fax:092-643
[メールでのお問い合わせ](#)

[計画係](#)
Tel:092-643
Fax:092-643
[メールでのお問い合わせ](#)

[整備第一係](#)
Tel:092-643
Fax:092-643
[メールでのお問い合わせ](#)

[整備第二係](#)
Tel:092-643
Fax:092-643
[メールでのお問い合わせ](#)

[流域治水担当](#)
Tel:092-643
Fax:092-643
[メールでのお問い合わせ](#)

[関係機関](#)

[審議会等情報](#)

[福岡県河川整備委員会](#)

[情報が見える](#)

新着情報

2024年12月24日更新
[筑後川水系金丸川・池町川、下弓削川において特定都市河川の指定を行いました](#)

2024年12月24日更新
[雨水浸透阻害行為について](#)

河川整備基本方針・整備計画

[河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況](#)

[福岡県河川整備基本方針検討委員会](#)

流域治水

[流域治水プロジェクト・流域治水協議会](#)

[流域治水協働推進事業のご案内\(雨水貯留浸透施設整備の補助\)](#)

[総合内水対策計画](#)

特定都市河川

[特定都市河川浸水被害対策法について](#)

[筑後川水系金丸川・池町川、下弓削川において特定都市河川の指定を行いました](#)

[雨水浸透阻害行為について](#)

その他

[福岡県降雨強度式のダウンロード](#)

[福岡県降雨強度式\(更新前のもの\) 平成18年8月公表分](#)

雨水浸透阻害行為について

更新日:2024年12月24日更新 印刷 共有

雨水浸透阻害行為の許可申請について

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際は、福岡県知事等(政令市、中核市の区域においては、それぞれの長)の許可が必要になります。

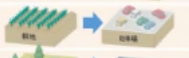
また、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策が必要になります。

例えば、

① 耕地など締め固められていない土地に建物を建てる



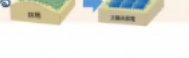
② 耕地など締め固められていない土地に駐車場を作る



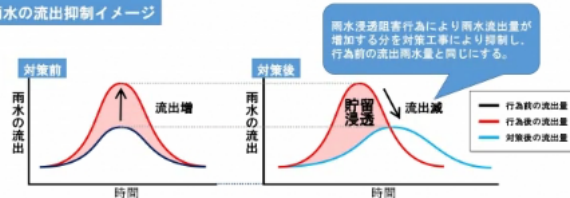
③ 原野など締め固められていない土地に資材置場を作る



④ 林地など締め固められていない土地に太陽光発電を作る



雨水の流出抑制イメージ



許可申請にあたっての考え方(福岡県が許可権者となるもの(政令市及び中核市以外))

現在、福岡県が許可権者となる区域(政令市及び中核市以外)はありませんが、今後、福岡県が許可する区域が生じた場合に必要となる、雨水浸透阻害行為の許可申請方法等を取りまとめたものや、許可申請にあたっての雨水貯留浸透施設の設計方法等の考え方について、現時点で以下の(案)を取りまとめました。

(現在、許可が必要な区域は金丸川・池町川及び下弓削川の流域のみ(いずれも久留米市内)となっています。このため、雨水浸透阻害行為の事前相談、協議、申請許可先は久留米市となります。[許可申請

許可申請にあたっての考え方(福岡県が許可権者となるもの(政令市及び中核市以外))

現在、福岡県が許可権者となる区域(政令市及び中核市以外)はありませんが、今後、福岡県が許可する区域が生じた場合に必要となる、雨水浸透阻害行為の許可申請方法等を取りまとめたものや、許可申請にあたっての雨水貯留浸透施設の設計方法等の考え方について、現時点で以下の(案)を取りまとめました。

(現在、許可が必要な区域は金丸川・池町川及び下弓削川の流域のみ(いずれも久留米市内)となっています。このため、雨水浸透阻害行為の事前相談、協議、申請許可先は久留米市となります。[許可申請先]を参照ください。)

○許可申請にあたり、申請等の作成方法や様式を取りまとめたもの

 [特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド\(案\)ver.1\(令和6年12月\) \[PDFファイル/7.89MB\]](#)

○許可申請にあたり、雨水貯留浸透施設の設計方法や施工方法などについて、法、政令、省令や国のガイドライン等をもとにとりまとめたもの

 [雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル\(案\)ver.1\(令和6年12月\) \[PDFファイル/4.19MB\]](#)

○雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができるシステム

 [【福岡県】調整池容量計算システム\(案\) \[その他のファイル/486KB\]](#)

○久留米市内における許可申請に必要な資料

[久留米市都市建設部河川課のホームページ参照\(外部サイトへのリンク\)](#)

許可申請先

現在、許可が必要な区域は金丸川・池町川及び下弓削川の流域のみ(いずれも久留米市内)となっています。このため、雨水浸透阻害行為の事前相談、協議、申請許可先は久留米市となります。

[久留米市都市建設部河川課のホームページ参照\(外部サイトへのリンク\)](#)

○許可申請にあたり、申請等の作成方法や
様式をとりまとめたもの

Ver. 1 (2024. 12)

特定都市河川浸水被害対策法における 雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド

令和6年12月
福岡県

○許可申請にあたり、雨水貯留浸透施設の設計方法や
施工方法などについて、法、政令、省令や国のガイド
ライン等をもとにとりまとめたもの

Ver. 1 (2024. 12)

雨水浸透阻害行為許可等のための 雨水貯留浸透施設設計・施行に係るマニュアル（案）

令和6年12月

福岡県 県土整備部 河川整備課

雨水浸透阻害行為の許可申請の説明資料

久留米市HP掲載



暮らし・観光

子育て・教育

健康・医療・福祉

観光魅力・イベント

創業・産業・ビジネス

計画・政策

トップ > 暮らし・観光 > 道路・公園・河川 > 浸水対策 > 特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請について

特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請について

更新日：2025年01月30日 09時36分

このページの読値をお願いします。

「特定都市河川浸水被害対策法」とは、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域自治体において、流域の浸水被害を防止するため、ハード整備や雨水流出の抑制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

久留米市内の特定都市河川流域で1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為）には、久留米市長の許可が必要となります。

申請手続きへ（ページ内リンク）

▶ 特定都市河川浸水被害対策法の概要について

特定都市河川浸水被害対策法の概要（流域治水関連法）については、以下のページをご参照ください。

国土交通省ホームページ（外部リンク）

福岡県ホームページ（外部リンク）

▶ 特定都市河川に指定された河川、流域の確認について

本市に関する指定は以下の通りです。

令和6年12月24日指定（福岡県知事指定）

河川名	流域図
筑後川水系下弓削川	流域図（下弓削川） （5945キロバイト）
筑後川水系金丸川・池町川	流域図（金丸川・池町川） （9243キロバイト）

基盤降雨量（82キロバイト）

指定の詳細については、以下のリーフレットをご参照ください。

特定都市河川リーフレット（金丸川・池町川、下弓削川）[（1945キロバイト）](#)

本と緑の人間都市 久留米市 主文

Google 検索

検索方法

暮らし・観光子育て・教育健康・医療・福祉観光魅力・イベント創業・産業・ビジネス計画・政策

時間時間

申請手続きの流れ

申請手続きの流れは、以下のフロー図のとおりです。

特定都市河川流域内で、1,000平方メートル以上の開発行為を計画する場合は、まずは申請窓口へ事前相談を行い、許可申請が必要な開発行為であるかを確認し、許可申請を行っていただきます。

手続きの詳細については、以下の許可申請ガイドをご覧ください。

手続きフロー図（98キロバイト）

必要書類一覧（126キロバイト）

特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド（12745キロバイト）

申請様式

様式A～F 雨水浸透阻害行為の許可申請（223キロバイト）

様式A～F 雨水浸透阻害行為の許可申請（198キロバイト）

様式G 雨水浸透阻害行為許可事前様式相談書（100キロバイト）

様式G 雨水浸透阻害行為許可事前様式相談書（81キロバイト）

様式H 貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（168キロバイト）

様式H 貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（39キロバイト）

第1号様式 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（113キロバイト）

第1号様式 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（20キロバイト）

第2号様式 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（89キロバイト）

第2号様式 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（23キロバイト）

第3号様式 雨水浸透阻害行為変更届出書（69キロバイト）

第4号様式 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（62キロバイト）

第4号様式 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（20キロバイト）

別記様式第2 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（273キロバイト）

別記様式第2 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（21キロバイト）

別記様式第3 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書（65キロバイト）

別記様式第3 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書（20キロバイト）

別記様式第6 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書（283キロバイト）

別記様式第6 雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書（22キロバイト）

雨水貯留浸透施設の設計基準、支援

雨水貯留浸透施設の設計にあたっては、以下のマニュアルに基づき設計を行ってください。

また、雨水貯留浸透施設を設計する際に調整池容量計算システムをダウンロードしていただき、ご利用ください。

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル（4204キロバイト）

【福岡県】調整池容量計算システム（zip）（487キロバイト）

調整池容量計算システムは国土交通省のホームページからもダウンロードできます。

国土交通省ホームページ（調整池容量計算システム）

このページについてのお問い合わせ

都市建設部河川課

雨水浸透阻害行為について参考

▼国土交通省ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>



特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定等に関連する各種情報が掲載されています。

- 特定都市河川浸水被害対策法の基礎情報
- 特定都市河川の取組状況
- 流域水害対策計画の策定状況

○雨水浸透阻害行為の許可

・調整池容量の計算

貯留池容量計算システムでは、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算することができます

・雨水浸透阻害行為の技術指針等

地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為に係る事務の参考となるよう各地方公共団体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等が掲載されています。

その他、指定している各県等のホームページに、申請書の様式や、貯留池容量計算システムが掲載されているため参考にしてください。

問い合わせ先

不明な点や、ご相談などについては、指定までの間は筑後川河川事務所まで、お問い合わせください。

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 流域治水課 TEL:0942-33-9131

MAIL: qsr-chikugo-hp@ki.mlit.go.jp